介護予防短期入所生活介護 ・ 短期入所生活介護 重用事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている(介護予防)短期入所生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

Ⅰ 短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

| 事業者名称 | 社会福祉法人 永信会 特別養護老人ホーム永生苑豊橋 |
|--------------|--------------------------------------|
| 代表者氏名 | 理事長 李 大宗 |
| 本社所在地 | 名古屋市中村区名駅二丁目 39 番 11 号 |
| (連絡先及び電話番号等) | 電話 052-541-3793・ファックス番号 052-462-8848 |
| 法人設立年月日 | (昭和 48) 1973 年 9 月 10 日 |

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(I)事業所の所在地等

| 事業所名称 | 特別養護老人ホーム永生苑豊橋 |
|-------------|--------------------------------------|
| 介護保険指定事業所番号 | 2372000287 |
| 事業所所在地 | 豊橋市大村町字花次 83 |
| 連 絡 先 | 電話 0532-55-5011・ファックス番号 0532-55-5701 |
| 通常の送迎の実施地域 | 豊橋市 豊川市 |
| 利 用 定 員 | 7名 |

(2)事業の目的及び運営の方針

| 事業の目的 | ● 適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、 事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及びその他の従業者が、要介護状態(介護予防にあっては要 支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予 防短期入所生活介護を提供することを目的とする。 |
|-------|---|
| 運営の方針 | 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 |

東三河広域連合、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援 事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合 的なサービスの提供に努めるものとする。

(3)事業所の職員体制

管理者

| 職 | 職務内容 | 人員数 |
|------------|--|-----------|
| | I 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の | |
| | 把握その他の管理を一元的に行います。 | |
| | 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行 | |
| | います。 | |
| | 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏ま | |
| 管理者 | えて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的 | 常勤丨名 |
| | なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作 | |
| | 成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 | |
| | 4 利用者へ短期入所生活介護計画を交付します。 | |
| | 5 短期入所生活介護の実施状況の把握及び短期入所生活介 | |
| | 護計画の変更を行います。 | |
| 医 師 | Ⅰ 利用者の健康管理や療養上の指導を行います。 | 名以上 |
| | Ⅰ 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むこ | |
| | とができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に | |
| 生活相談員 | 関する相談及び援助などを行います。 | 名以上 |
| 工冶伯改貝 | 2 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従った | 1 石灰工 |
| | サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 | |
| | 3 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 | |
| | サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の | |
| 看護師・ | 把握を行います。 | |
| 准看護師 | 2 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。 | 2名以上 |
| (看護職員) | 3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必 | |
| | 要な看護を行います。 | |
| | 短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向上 | |
| 介護職員 | させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の世話を | 3名以上 |
| | 適切に行います。 | |
| +総 台口∋川 4市 | I 短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限りそ | |
| 機能訓練 | の居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を | 1 名以上 |
| 指導員 | 営むことができるよう、機能訓練を行います。 | |
| 栄養士 | I 適切な栄養管理を行います。 | 名以上 |
| | | |

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1)提供するサービスの内容について

| サービス区分と種類 | | サービスの内容 | |
|-----------------|--------------------------------|--|--|
| 短期入所生活介護計画の作成 | | 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得す。 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 | |
| 利用者居宅 | への送迎 | 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。 | |
| 食事 | | 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養 状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の 身体状況に配慮した適切な食事を提供します。 | |
| | 食事の提供及び 介助 入浴の提供及び 介助 | 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。 | |
| 日常生活 | 排せつ介助 | 介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や 排泄の介助、おむつ交換を行います。 | |
| 上の世話 | 更衣介助等 | 介助が必要な利用者に対して、I 日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。 | |
| | 移動·移乗介助 | 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介 助を行います。 | |
| 服薬介助 | | 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手 伝い、服薬の確認を行います。 | |
| 機能訓練 | 日常生活動作を 通じた訓練 | 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。 | |
| レクリエーション を通じた訓練 | | 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。 | |
| その他 創作活動など | | 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 | |

(2)短期入所生活介護従業者の禁止行為

短期入所生活介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

| 区分・要介護度 | | 基本単位 利用料 | | 利用者負担額 | | | |
|---------|----------|----------|-----------|---------|-------|--------|---------|
| | <u> </u> | | 本中田 利用科 | | I 割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| | | 要支援Ⅰ | 451 | 4,586 円 | 458 円 | 917円 | 1,375円 |
| | 従来 | 要支援 2 | 561 | 5,705 円 | 570 円 | 1,141円 | 1,711円 |
| | 従来型個室 | 要介護Ⅰ | 603 | 6,132円 | 613円 | 1,226円 | 1,839円 |
| 併設型 | 恒 室 | 要介護2 | 672 | 6,834 円 | 683 円 | 1,366円 | 2,050 円 |
| 型 | 多 | 要介護3 | 745 | 7,576 円 | 757 円 | 1,515円 | 2,272 円 |
| | 多床室 | 要介護4 | 815 | 8,288 円 | 828 円 | 1,657円 | 2,486 円 |
| | | 要介護5 | 884 | 8,990 円 | 899 円 | 1,798円 | 2,697 円 |

(4)連続61日以上短期入所生活介護を行った場合(介護保険を適用する場合)について

| 区分・要介護度 | | 基本単位 | 利用料 | ; | 利用者負担額 | | |
|----------|---------|-------|-------------|--------------|--------|---------|---------|
| | 区刀 安介護長 | | 本中 中 | <u>ተነጠተተ</u> | 割負担 | | 3割負担 |
| | | 要支援 | 421 | 4,281 円 | 428 円 | 856 円 | 1,284 円 |
| | 従来 | 要支援 2 | 531 | 5,400円 | 540 円 | 1,080円 | 1,620円 |
| 社 | 従来型個室 | 要介護I | 573 | 5,827 円 | 582 円 | 1,165円 | 1,748円 |
| 併設型 | 恒室 | 要介護2 | 642 | 6,529 円 | 652 円 | 1,305円 | 1,958円 |
| 꼬 | 多 | 要介護3 | 715 | 7,271 円 | 727 円 | 1,454 円 | 2,181円 |
| | 多床室 | 要介護4 | 785 | 7,983 円 | 798 円 | 1,596円 | 2,394 円 |
| | | 要介護5 | 854 | 8,685 円 | 868 円 | 1,737円 | 2,605 円 |

- ※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の 97/100 となります。
- ※ 連続して30日を超えて当事業所に入所された場合、連続30日を超えた日から I 日につき利用 料が305円(利用者負担: I 割30円、2割61円、3割91円)減算されます。
- ※ 身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための 年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を 置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画 が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金 額の 99/100 となります。

(5)加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 加算 | 基本 | 基本利用料 | | 利用者負担 | 算定回数等 | |
|------------------------------|---------------|--------------|-------|-------|-------|-----------------------------|
| / ¹¹ 月 | 単位 | 们用种 | 割負担 | 2割負担 | 3割負担 | 异戊四奴守 |
| 夜勤職員配置加算(I) | 13 | 132円 | 13円 | 26 円 | 39 円 | 日につき |
| 送迎加算 | 184 | ۱,87۱ | 187 円 | 374 円 | 561円 | 送迎を行った場合 |
| 赵廷师 | 104 | 円 | 10/13 | 3/4/1 | 50111 | (片道につき) |
| サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 18 | 183円 | 18円 | 36 円 | 54 円 | 1月につき |
| 介護職員等処遇改善加算(I) | 所定単位 数[※]の | 左記の単 位数×地 | 左記の | 左記の | 左記の | ・ 月につき ・[※所定単位数] |
| | 0 | 域区分 | 割 | 2 割 | 3割 | 基本サービス費に各種加 算・減算を加えた総単位数 |

- ※ 看護体制加算は、看護職員の体制について人員配置基準を上回る体制をとっている場合に算定 します。
- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定 します。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の 取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額 の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(7級地 10.17円)を含んでいます。

4 その他の費用について

| (1) 送迎費 | 利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、運営規程の定めに | | | | |
|--|---|--------------------|--|--|--|
| ① 及姓貝 | 基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 | | | | |
| | サービスの利用をキャンセルされる場 | 場合、キャンセルの連絡をいただいた時 | | | |
| | 間に応じて、下記によりキャンセル料を | を請求させていただきます。 | | | |
| ② キャンセル料 | 利用予定の前日にご連絡の場合 | キャンセル料は不要です | | | |
| | 利用予定の当日までご連絡のない | 利用者負担金の | | | |
| | 場合 | 100%を請求いたします。 | | | |
| ※ただし、利用者の病料 | 大の急変や急な入院等の場合には、キ | ャンセル料は請求いたしません。 | | | |
| | 1日につき1,445円。 | | | | |
| | (ただし、朝食310円、昼食665円、夕食470円とし、1食単位で費用の支払い | | | | |
| ③ 食 費 | を受けるものとします。) | | | | |
| | また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただ | | | | |
| | きます。(1食当り 食材料費及び調理コスト)運営規程の定めに基づくもの。 | | | | |
| (A) (B) (B) (C) (D) (D | 従来型個室 1,231 円(1 日当り)多床室 915 円(1 日当り) | | | | |
| 一 | 運営規程の定めに基づくもの | | | | |

| ⑤ 理 美 容 代 | 理容 1,650 円 美容 1,100 円 運営規程の定めに基づくもの |
|-----------|-------------------------------------|
| ⑥茶菓代 | 100円(1日当り)運営規程の定めに基づくもの |
| | 日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認めら |
| ⑦その他 | れるもの(利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など)に |
| | ついて、費用の実費をいただきます。 |

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

| ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場 合)、その他の費用の請求 方法等 | ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてお届け(郵送)します。 |
|---|---|
| ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場 合)、その他の費用の支払 い方法等 | ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。) |

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5) 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

管理者

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知 徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

8 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に 危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 利用者及びその家族に関する秘密 の保持について
- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又は その家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしま せん。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が 終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその

| | 家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び |
|-----------------|----------------------------|
| | 従業者でなくなった後においても、その秘密を保持する |
| | べき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 |
| | ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、 |
| | サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を |
| | 用いません。また、利用者の家族の個人情報について |
| | も、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議 |
| | 等で利用者の家族の個人情報を用いません。 |
| | ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含 |
| | まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含 |
| ② 個 / 桂却の伊莽について | む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、 |
| ② 個人情報の保護について | また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし |
| | ます。 |
| | ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応 |
| | じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の |
| | 訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調 |
| | 査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等 |
| | を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要 |
| | な場合は利用者の負担となります。) |

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

| 【家族等緊急連絡先】 | 氏 名 続柄 住 所 電話番号 |
|------------|-------------------------------|
| 【主治医】 | 医療機関名 氏 名 電 話 番 号 |

|| 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

| | 保険会社名 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 |
|--------------|-------|-----------------------------|
| 損害賠償 責任保険 | 保 険 名 | 介護保険·社会福祉事業者総合保険 |
| 3(12 M)X | 補償の概要 | 対人·対物事故、管理財物、人格権侵害、対人見舞費用 等 |

| | 保険会社名 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 |
|-------|-------|----------------------|
| 自動車保険 | 保 険 名 | 一般総合自動車保険 |
| | 補償の概要 | 対人·対物賠償、人身傷害、搭乗者傷害 等 |

12 心身の状況の把握

短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉 サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」の 写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)氏名:()

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期: (毎年2回 6月・11月)
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16 衛生管理等

- (I)短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(I) 苦情処理の体制

提供した指定短期入所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

| | 所 在 地 豊橋市大村町字花次 83 |
|--------------------------|--------------------------|
| 性则美莲女 / 十二/ シル 艾朗塔 | 電話番号 0532-55-5011 |
| 特別養護老人ホーム永生苑豊橋 | ファックス番号 0532-55-5701 |
| 苦情相談受付窓口 | 受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み) |
| | 所 在 地 豊橋市八町通2丁目16番地 |
| 東三河広域連合 介護保険課 | 電話番号 0532-26-8470·8471 |
| 米二州仏域建立 介護休快味 | ファックス番号 0532-26-8475 |
| | 受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み) |
| 愛知県国民健康保険団体連合会 | 所 在 地 名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 |
| 爱知県国民健康保険団体建合会 苦情相談窓口 | 電話番号 052-971-4165 |
| 古旧作政心口 | 受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み) |

20 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

| 【実施の有無】 無 |
|-----------|
|-----------|

| 【実施した直近の年月日】 | |
|--------------|--|
| 【第三者評価機関名】 | |
| 【評価結果の開示状況】 | |

21 重要事項説明の年月日

上記内容について、利用者に説明を行いました。

| | 所 在 | 地 | 豊橋市大村町字花次 83 |
|---|-------|---|----------------|
| 事 | 法人 | 名 | 社会福祉法人 永信会 |
| 業 | 代表者 | 名 | 理事長 李 大宗 |
| 者 | 事 業 所 | 名 | 特別養護老人ホーム永生苑豊橋 |
| | 説明者氏 | 名 | 鳥居 和嗣 |

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

| O | | | |
|---|--------------|----|--|
| | 利用者 | 住所 | |
| | 机用相 | 氏名 | |
| | 少 田 / | 住所 | |
| | 代理人 | 氏名 | |